

第 94 号議案

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の
件

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和 55 年 6 月 条例第 26 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（費用の負担）</p> <p>第 5 条 事業に要する費用は、次に掲 げるものをもつて充てるほか、本市 が負担する。</p> <p><u>(1)</u>、<u>(2)</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（費用の負担）</p> <p>第 5 条 事業に要する費用は、次に掲 げるものをもつて充てるほか、本市 が負担する。</p> <p><u>(1) 法第 96 条第 2 項の規定により定 める保留地の処分金（神戸国際港 都建設事業東部新都心地区土地区 画整理事業に限る。）</u></p> <p><u>(2)</u>、<u>(3)</u> [略]</p>

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が1万円以上である場合は、次の表の左欄に掲げる清算金の額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間を限度として分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、別表第1に規定する事業につきそれぞれ当該事業に係る法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により約定期間を5年とする財政融資資金預託金に付される利子に係る財務大臣が定める利率又は当該法定利率のいずれか低い率）とする。

(4) 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項第1号の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）に基づく日本国有鉄道が負担する費用（神戸国際港都建設事業河原地区土地区画整理事業に限る。）

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が1万円以上である場合は、次の表の左欄に掲げる清算金の額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間を限度として分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセント（分割徴収する場合にあつては、別表第1に規定する事業につきそれぞれ当該事業に係る法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により約定期間を5年とする財政融資資金預託金に付される利子に係る財務大臣が定める利率又は年6パーセントのいずれか低い率）とする。

[略]

2～12 [略]

別表第1 (第2条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	施行地区及び工区に含まれ る地域の名称	
神戸国 際港都 建設事 業 浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市兵 庫区	御崎町1丁目の一部、 御崎町2丁目の一部、 浜中町1丁目の一部、 浜中町2丁目の一部、 浜山通5丁目の一部、 浜山通6丁目の一部、 吉田町1丁目の一部、 吉田町2丁目の一部、 吉田町3丁目の一部、 金平町1丁目、金平町 2丁目の一部及び高 松町の一部
神戸国 際港都 建設事 業 鈴蘭 台駅北 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市北 区	鈴蘭台北町1丁目の 一部、鈴蘭台北町2丁 目の一部及び鈴蘭台 北町3丁目の一部

[略]

2～12 [略]

別表第1 (第2条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	施行地区及び工区に含まれ る地域の名称	
神戸東 国際工 港都区 建設 事業 河原 地区 土地 区画 整理 事業	神戸 市灘 区	千旦通1丁目の一部、 千旦通2丁目、千旦通 3丁目、千旦通4丁 目、上河原通1丁目の 一部、上河原通2丁目 の一部、上河原通3丁 目の一部及び上河原 通4丁目の一部
	西 神戸 市灘 区	水道筋1丁目の一部、 水道筋2丁目の一部、 水道筋3丁目の一部、 岸地通1丁目の一部、 岸地通2丁目、岸地通 3丁目の一部、大内通 1丁目の一部、大内通 2丁目、大内通3丁 目、大内通4丁目の一 部、泉通1丁目、泉通 2丁目、泉通3丁目、 泉通4丁目の一部、灘 北通1丁目、灘北通2

		丁目、灘北通 3 丁目、 灘北通 4 丁目の一部、 灘南通 1 丁目の一部、 灘南通 2 丁目の一部、 灘南通 3 丁目の一部 及び灘南通 4 丁目の 一部
神戸国 際港都 建設事 業東部 新都心 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市灘 区	岩屋南町の一部、味泥 町の一部、灘浜町の一 部及び日出町の一部
	神戸 市中 央区	脇浜海岸通の一部
神戸国 際港都 建設事 業上沢 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市兵 庫区	松本通 1 丁目の一部、 上沢通 1 丁目の一部、 上沢通 2 丁目、上沢通 3 丁目、上沢通 4 丁 目、上沢通 5 丁目、上 沢通 6 丁目、上沢通 7 丁目及び上沢通 8 丁 目
神戸国 際港都 建設事 業浜山	神戸 市兵 庫区	御崎町 1 丁目の一部、 御崎町 2 丁目の一部、 浜中町 1 丁目の一部、 浜中町 2 丁目の一部、

地区土 地区画 整理事 業	浜山通 5 丁目の一部、 浜山通 6 丁目の一部、 吉田町 1 丁目の一部、 吉田町 2 丁目の一部、 吉田町 3 丁目の一部、 金平町 1 丁目、金平町 2 丁目の一部及び高 松町の一部
------------------------	---

別表第 2 (第 6 条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	審議 会の 名称	委員の 定数 (人)	選挙す べき委 員の数 (人)	学識経 験者の うちか ら選任 すべき 委員の 数 (人)
神戸国 際港都 建設事 業浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 浜山 地区 土地 区画 整理 審議	10	8	2

別表第 2 (第 6 条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	審議 会の 名称	委員の 定数 (人)	選挙す べき委 員の数 (人)	学識経 験者の うちか ら選任 すべき 委員の 数 (人)
神戸東 国際工 港都区 建設事 業河原 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 河原 地区 東工 区土 地区 画整	10	8	2

	会			
神戸国 際港都 建設事 業鈴蘭 台駅北 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 鈴蘭 台駅 北地 区土 地区 画整 理審 議会	10	8	2

	理審 議会			
	西神戸 工国際 区港都 建設 事業 河原 地区 西工 区土 地区 画整 理審 議会	10	8	2
神戸国 際港都 建設事 業東部 新都心 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 東部 新都 心地 区土 地区 画整 理審 議会	12	10	2

	神戸国 際港都 建設事 業上沢 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 上沢 地区 土地 区画 整理 審議 会	10	8	2
	神戸国 際港都 建設事 業浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 浜山 地区 土地 区画 整理 審議 会	10	8	2

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定による事業計画の

決定の公告があった日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前々日までに土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった場合における同法第110条第2項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この条例による改正後の神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業を施行する等に当たり、施行規程を改正する必要があるため。

